

障がい者団体アンケート調査、差別や配慮・工夫の募集結果について

障がい者団体アンケート調査結果の概要

1 調査の概要

(1) 調査対象

県内障がい者関連団体 29団体

(2) 実施時期

平成27年6月

(3) 調査結果

回答数 13 / 29

(一財) 岐阜県身体障害者福祉協会	(一社) 岐阜県知的障害者支援協会
(一社) 岐阜県聴覚障害者協会	岐阜県障害福祉事業所連絡会
(特非) 岐阜県難病団体連絡協議会	岐阜県自閉症協会
重度障害者の自立をめざす山鳩の会	精神保健福祉協会社会復帰施設専門委員会
岐阜盲ろう者友の会	日本精神科看護協会
岐阜睦声会	東海地区遷延性意識障害者と家族の会「ひまわり」
(一社) 岐阜県手をつなぐ育成会	

※その他、岐阜県特別支援学校 P T A 連合会加盟の特別支援学校、岐阜県知的障害者支援協会加盟の施設からも個別に意見提出あり

2 団体の取組について

既に取り組んでいるもの	今後取り組む予定のもの
〔(一財) 岐阜県身体障害者福祉協会〕 協会では、障がい者福祉の充実に関する要望を、県に対する要望としては、岐阜県障害者社会参加推進センターを通じて県に提出しており、国に対する要望については日本身体障害者団体連合会（以下「日身連」という）中部ブロックで取りまとめ、日身連を通じて国の関係省庁に提出している。	左記の活動は今後も継続していく。
〔(一社) 岐阜県聴覚障害者協会〕	・聴覚障害者制度改革推進中央本部の学習会 「障害者が合理的配慮を使う権利、要求する権利を求めて意見を交わし差別のない社会を造ろう」 ・東海ブロック大学習会

〔(特非) 岐阜県難病団体連絡協議会〕	
疾病に理解ある駐車場の紹介・・・KNG誌等でRDD(世界希少・難治性疾患の日)イベント2/28を実施	左記のものを継続する
〔重度障害者の自立をめざす山鳩の会〕	
H27.2.28「差別解消法学習会」の開催(講師:つかいぼう 戸田二郎)	<ul style="list-style-type: none"> ・少人数での学習会を開きたい ・日常的にある差別的な事例に対する取組み(その都度)
〔岐阜盲ろう者友の会〕	
特になし	現任研修会、養成講座の内容に加えていく予定。
〔岐阜睦声会〕	
別になし	特になし
〔(一社)岐阜県手をつなぐ育成会〕	
<p>1. 啓発活動・・・21年度に県障害福祉課の予算で県下で知的障がい者に対する啓発活動として冊子を作成した。多治見市でこの冊子「知ってほしいわかつてほしい知的障がい」を市内中学校に配布し、この冊子を使って授業を1単位やつてもらった。22年度から毎年継続して新1年生に配布し授業をしてもらっている。今後も継続して進めていく予定。</p> <p>2. キャラバン隊・・・障がいのある方が学校・現場・病院受付・その他で差別を受けている劇を上演し、差別の実態を理解してもらう。各務原市で行なっているが県下各地へ派遣し上演を行なっている。</p>	
〔(一社)岐阜県知的障害者支援協会〕	
岐阜県知的障害者支援協会研修委員会を中心にはじめ、障害者虐待防止法や障害者差別解消法について初任者研修、中堅者研修、課題別研修会を計画し、全県的に行っていく。各種別部会ごとに必ずこの2つの法について検討している。年5回開催している施設長等会においては法について話し合い、障がい者の理解について話し合い、啓発活動につなげている。	県内外で発生する様々な問題について積極的な話し合いを行う。(今まで特に県内の事例について話し合う事が出来なかつた)問題発生を受け、県内施設が自らのこととして意見交換し、県内一般住民に対して障がい者理解の啓発活動を行い、もちろん職員一人ひとりの意識の向上のための推進を行う。

〔岐阜県障害福祉事業所連絡会〕	
なし	研修会を計画
〔岐阜県自閉症協会〕	
<p>無知と無理解から差別が生じる。そのため に実行してきたこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・啓発活動・・・家族、教育、福祉関係者、 特に隣人を含めた不特定多数の人に「発 達障害とはどのような障害か、知的障害 の有無によらず理解されにくい特性が あること」を発達障害者支援法と併せて 理解を求めていきたいし、働きかけてい る。 <p>例：研修会・講演会の開催、各種行事へ の参加呼びかけ、市町村・他団体と の連携</p>	<p>自治体に大きな差が理解にあるので、各市 町村の理解と施政に反映させるために、岐 阜県発達障害者支援センター、精神保健福 祉センター等、同時に教育や地域差別と解 消する仕組みを構築していきたい。</p> <p>『例』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の自治会・民生委員・学校のPTA・ 高校大学・特に警察官、司法関係者との 連携 ・精神科病院。交通機関や商店で働く方々 との意見交換
〔精神保健福祉協会 社会復帰施設専門委員会〕	
<p>精神障がい者本人を知ってもらう事が一 番と考え、体験発表の場を保障するよう にしている。</p> <p>例：研修会の実施</p>	
〔日本精神科看護協会〕	
<p>「こころの日」イベント、精神障がいと精 神科看護についての啓蒙活動、こころの健 康出前講座、協会認定看護師による出前講 座を無償提供</p>	

3 県独自の取組みについて

(1) 県独自で取り組んだほうがよい施策

【普及啓発】

- 1 RDD 世界希少・難治性疾患の日イベント⇒全県の図書館で難病の本紹介コーナー特設。((特非)岐阜県難病団体連絡協議会)
- 2 障害者権利条約の普及推進。障がい者の基本的人権を尊重するという権利条約の理解
を全県民に広げるのが必要ではないか。((一社)岐阜県手をつなぐ育成会)
- 3 社会的障壁の除去、「障害者権利条約」と各法についての認識を公務員に深めて頂く
研修。障がいの特性についての理解を深める。(岐阜県障害福祉事業所連絡会)

【教育】

- 1 小・中・高校生の障がい者理解がなければ将来に亘って不安が残る。障がい者と健常

者の子供達との交流が必要。そのような教育プログラムは出来ないでしょうか。((一社)岐阜県知的障害者支援協会)

【法令等整備】

- 1 法律の規定は全国一律ですので、岐阜県にあった差別解消条例の規定と、県下市町村への条例制定の指導を進めていただきたい。((一財)岐阜県身体障害者福祉協会)
- 2 「情報コミュニケーション条例」。情報アクセス及びコミュニケーション困難の有無によって分け隔てられない共生社会を実現するため。((一社)岐阜県聴覚障害者協会)
- 3 「手話言語条例」。改正障害者基本法に「言語」に関しての規定が設けられ手話は言語であると明記されたが、十分に保障したとはいえず、普及啓発が必要なため。((一社)岐阜県聴覚障害者協会)
- 4 「条例の制定」。相談窓口で、たらい回しや責任の所在の不明はおこらないか。紛争や防止の解決は当事者同士では困難な場合も多々あるのではないか。また、権利の保障という視点での解決が図られるか疑問なので、窓口、第3者機関の設置を明確にした条例があると良い。(重度障害者の自立をめざす山鳩の会)

【人材育成・研修】

- 1 看護職の難病研修会⇒重症心身障がい児への研修(看護協会委託) ((特非)岐阜県難病団体連絡協議会)
- 2 教職員の難病研修会⇒自県の教員が講師として研修会が開けられるように育成を⇒コアティーチャー、コアスクール ((特非)岐阜県難病団体連絡協議会)
- 3 障がい当事者を呼んで、話を聞く。(岐阜盲ろう者友の会)
- 4 教員と福祉施設職員の6カ月～1年の交換研修。専門性の裏付けのある支援を考える。(岐阜県自閉症協会)

【ハード整備】

- 1 公共施設のハード面(段差・トイレほか)の点検・改善(岐阜県障害福祉事業所連絡会)

【地域連携】

- 1 実効性のある「地域支援協議会」をつくる。自治体間の情報交流の機会をつくる(岐阜県障害福祉事業所連絡会)
- 2 県内で格差が生じないよう市町村との連携。知的障がいをもつ自閉症児・者について法的な位置付けがないからと、全て知的障がいとして、自閉症が生涯的なものであることを理解しない市町村もある。(岐阜県自閉症協会)
- 3 成人や高齢期に向かう自閉症児者、知的に高い低いにかかわらず対策に取りかかる必要がある。社会的連携の上で差別を生まない居場所づくり。(岐阜県自閉症協会)

(2) 普及啓発のアイディア

- 1 小中学校で、障がい者への理解が深まる教育を行なう。障がい者とのふれあいも実施する。((一財) 岐阜県身体障害者福祉協会)
- 2 • リーフレット作成
 - ミニ手話講座等の開催 ((一社) 岐阜県聴覚障害者協会)
- 3 • 駐車場・・・疾病への理解を示した店舗の紹介。
 - 難病サポートセンター・・・トイレの洋式を設置し、その意味を広く広報する。
 - 公共施設の障害者割引に指定難病者・小児慢性特定疾病病児を対象にし、広く広報する。((特非) 岐阜県難病団体連絡協議会)
- 4 障がい当事者（様々な障がいを持つ人のチーム）が行政や教育、その他の機関と差別について体験を話したり、意見交換する場が多くあると良い。（重度障害者の自立をめざす山鳩の会）
- 5 健常な子供たちによるボランティア活動等障がいを持った人達を知る活動をすることで作文コンクールに応募する等自然に付き合いが出来る環境があると良いと思う。((一社) 岐阜県知的障害者支援協会)
- 6 交換研修は特別支援学校、普通学校の教員を内地留学として実施する。
交流は一部の3障がいのみを強調するのではなく、谷間の障がい児者についても。
地元のマスメディアの協力が必要で団体と話し合うことのできる会を持つ。（岐阜県自閉症協会）

4 その他

【普及啓発】

- 1 「差別解消法」が施行されることにより、難病が正しく理解されていくよう対策を望みます。遺伝・自己管理不足・育て方が悪い等の偏見がまだあります。特に「外から見えない障がい」への理解を進める必要があります。今までの、固定した障がいの理解とは違った視点になったのに、対策が後回しにされることこそが差別感を生むのではと思います。
難病の歴史が浅いからぼちぼちというのではなく、認識を変えて位置付けをして欲しいです。
 - レックリングハウゼン病や腫瘍などのため一般の浴場を使用できない者でも、障害者手帳を所持していないため、障がい者用の浴室を利用させてもらえない。
 - 身障者マークしかなく駐車場に停めにくい。
 - 膠原病、後縦靭帯骨化症等の痛み、だるさ、しびれへの理解は困難で職場や家族からも「なまけている」とみられる。
 - ステロイド治療をしている患者はムーンフェイスの外見や抑えられない食欲におそれゆえの肥満体のため、学校では「でぶ」、社会においては「そんなに太って悪いところあるの？元気そうやないか」と偏見に苦しんでいる（役場の窓口でも）かといって自分からはオープンになれず・・・そこが難病理解の難しさ

しかし手帳がなければ公共の美術館等の施設利用も身障割引にならず、障がい者福祉医療、JR、NTT、税金の支援策を比べても、難病支援は不十分で、重心の方から「難病は気の毒。ぼくらはまだいい」とまで声をかけられる。このような状況で療養していくことを重くうけとめ、縮められる格差は縮める対策を望みます。((特非)岐阜県難病団体連絡協議会)

- 2 差別解消と言うと堅苦しいイメージであるが交流・回復(リカバリー)ストーリー等、話題性のあるものを軸に普及啓発していくと良いと思う。(精神保健福祉協会 社会復帰施設専門委員会)
- 3 身体障がい・知的障がいに比べると精神障がいは社会的な認知度が低く、しかも偏っているように思います。精神障がいに対する理解を深めるためにも講演会などの啓発活動が必要ではないかと思います。(日本精神科看護協会)

【教育】

- 1 知的障がいの人の「性」の理解の促進。男女問わず、異性に対する異様な興味を示す方がいるが、男性の場合は変質者とみなされ、女性の場合は不幸な妊娠というケースもあり「性」に対する正常な理解を得る機会をもっと多くしなければならない。岐阜市内で活動してみえる方もあり、この活動を広げていかなければならぬ。((一社)岐阜県手をつなぐ育成会)
- 2 子供達への教育が大切だと思う。これは平成27年3月に出された岐阜県障がい者総合支援プランが障がいのある人もない人も共に安心して暮らせる「人にやさしい岐阜県づくり」として出ています。まさに、これからの中学生たちが差別のない安心できる社会をつくり、環境を整えてくれることを願い、今私たちに出来ることは何かと常に問い合わせていく必要があると思います。((一社)岐阜県知的障害者支援協会)
- 3 手のかからない自閉症児者のみに注目しないでほしい。知的障がい児者はある程度、環境や他者に適応できるが、そこが苦手な自閉症児者は比較し差別されてきた。特別支援学校においても毎年担任が変わり、考え方の異なる指導になると、教育現場でも差別のような状況に置かれる。チームワークが必要不可欠である。人との信頼関係を育てる力を教育の核にすべきである。就労だけに目を向けてはいけない。((岐阜県自閉症協会))

【法令等整備】

- 1 障がいを持つ人自身が差別を受けていることを自覚することは難しい面があります。社会のしくみ(制度)がそうなってしまって自分にとっては当たり前で仕方のない事と思いこんでしまっています。
障がいを社会的障壁としてとらえなおす機会が何度も必要だと思います。
「合理的な配慮」「正当化事由」が差別を解消する手段にならず、ここまでは良い、ことわっても良い理由になってしまわないようにするにはどうすれば良いかをしっかりと協議会や条例の中で議論し確保してほしいです。
また、合理的配慮で示された解消案は障がい者のみの特別な方法ではなく、共生社会に向けた方法であるべきだと思います。

日本では障がい児が普通学級ではなく特別支援学級（校）に行くことや、障がい者が地域での自律的な暮らしではなく、入所施設で暮らすことは「差別」ではありませんが、権利条約では容易に選択できない（受け皿もない）のは差別的状況であると思います。このことも視野に入れた解消法であってほしいと思います。（重度障害者の自立をめざす山鳩の会）

【人材育成・研修】

- 1 自閉症療育については自閉症児者本人の個性や性格、能力、年齢、その時の状態と支援者の力量や年齢、経験を当事者との関係性に立っていくことが重要と思う。一方的に支援者が設定した目標に向けて、本人の気持ちを考えず訓練や指導をするべきではない。安心と信頼関係のないところに差別と虐待が生まれる。
教育も療育もスーパービジョンとチームワークをもって統一して対応してほしい。自分の考え方だけで指導・療育すべきではない。さまざまな療育理論や指導法を学ぶことが必要と考える。（岐阜県自閉症協会）
- 2 サポーター養成と同様にボランティアの養成を希望する。社協の協力をいただきたい。（岐阜県自閉症協会）
- 3 市・県・国に対して。介護福祉制度は、今限界だと思います。在宅ヘルパーは足りなくてどの施設も困っております。そこで、今一度、昔に戻り、ヘルパー2級の講義で在宅ヘルパーができるようにしないと、日本の在宅ヘルパーは成り立ちません。子育ても、お勝手も掃除もしたことがない10代・20代の介護福祉士がいきなり他人の家に入って何ができますか？

政府はそのために海外から・・・と言っているようですが日本人で使うことはいくらでもできます。

40代・50代・60代・70代・・・子育てを終え親の世話、介護を終え少し何かしたい人はいっぱいいます。しかし、介護福祉と言うと難しいが講義と実習で2級ヘルパーくらいなら割と早く仕事につきやすい。若い人は少ないお金しか取れない在宅は絶対無理ですが、私が歩んだように初めは1つ、2つボランティアと思いながら、どっぷりヘルパー業に足を踏み入れ楽しくやってきました。

在宅には外国人はムリが多いが1日に1つ2つくらい小遣いになれば・・・くらいの働き手はいくらでも作れます。我が家も今は毎日1時間身体介護にほとんどヘルパー1人でお世話になっています。これもいつまで続くかわかりません。介護福祉士はすぐ辞めてしまい、古い人や、やめたヘルパーを入れてぎりぎりでまわっているがカニューレある利用者は私の家のみで全部断っているとききました。今、早い対策が必要だと現場は危機感いっぱいです。現場に足を運んで下さい。（東海地区遷延性意識障害者と家族の会「ひまわり」）

【医療の充実】

- 1 医療について。多動・奇声・衝動性の強い・言葉のない自閉症児者は診療拒否、入院拒否される。重心の子どもは人達への手厚さとは何か違う大きな差別がある。生きていく上での

環境を整備すべきである。(岐阜県自閉症協会)

【その他】

- 1 意見の中で買い物に行きたいが、時間がかかってしまい迷惑をかけてしまうことがあり、買い物に一人でいけないとあったのでレジの列に「ゆっくりレジ」を設けてもらえると良い。また、自ら「おねがいしますカード」とか持っていて店の人にゆっくり対応していただけると良いと思う。((一社)岐阜県知的障害者支援協会)
- 2 発達障がいを認めて、相談体制、子どもの外来診療を実現された県当局には心からお礼申し上げるが団体の事務局が個人宅であり不都合。他の団体、他県のように公的な部屋を提供していただきたい。(岐阜県自閉症協会)
- 3 成人の居場所の整備。受入れる施設がない。高齢の親子が困っている。人間として生きる上での差別をなくしていきたい。(岐阜県自閉症協会)

「障がいを理由とする差別等の事例」、「障がいを理由とする 差別の解消のための配慮や工夫の提案」の募集結果について

1 募集の概要

(1) 趣旨

障がいのある人もない人も共に安心して暮らせる「人にやさしい岐阜県づくり」の実現に向けて、障がいを理由とした差別をなくすため、障がいを理由とした差別等の事例及び、差別解消に向けた改善方法や、障がいのある人も障がいのない人と同じように暮らすことができるよう配慮や工夫をしてほしいことの提案を募集。

(2) 対象 岐阜県内に居住または勤務する方の事例

(3) 募集方法 障がい者団体を通じた募集、県HPによる募集

2 募集結果（※精査中）

(1) 応募数 621通（差別事例327、配慮や工夫294）

(2) 障がいを理由とする差別等の事例

・障がい種別内訳（※複数回答あり）

視覚	34件	聴覚・平衡機能	40件
音声・言語・そしゃく	12件	肢体不自由	112件
内部障がい	21件	知的障がい	86件
精神障がい	30件	発達障がい	30件
難病	5件	その他	30件

・分野別内訳（※複数回答あり）

近隣、地域（家庭を含む）	58件	学校・教育	40件
職場	39件	建物や交通機関	35件
役所	27件	医療	31件
福祉サービス	20件	買い物や食事	29件
情報・コミュニケーション	12件	その他・無回答	92件

(3) 配慮や工夫の提案

・障がい種別内訳（※複数回答あり）

視覚	31件	聴覚・平衡機能	35件
音声・言語・そしゃく	9件	肢体不自由	89件
内部障がい	11件	知的障がい	79件
精神障がい	16件	発達障がい	17件
難病	4件	その他	60件

3 主な事例の概要

(1) 差別の事例

【近隣、地域（家庭を含む）】 58件

- 1 精神障がい者のアパート契約の際、不動産会社より、地域活動支援センターの登録をしており、同センターの支援を確約しなければ入居させない方針であると伝えられたほか、法的に地域活動支援センターがなくなる場合には、既に同不動産会社を通じて入居している登録者にいたっては契約を解除する旨を説明され、精神障がいを理由に契約条件を制限、もしくは解除することに差別を感じた。（精神障がい）
- 2 どんな事・どんな時も、何に対してもまず「あなたは障がいがあるからできない、無理」と決めつけられる。人を決めつける行ないも差別になるのでは？（音声・言語そしゃく、肢体不自由）
- 3 子どもが知的障がいとわかると、必要以上に「かわいそうな家庭」扱いをされた。お気持ちは有難い面もありますが、普通に接して頂くのが一番楽なのです。過剰に同情されるのも困ります。（知的障がい）
- 4 小学校入学時近所の人に自分の子と同じ小学校に行ってほしくないとと言われた。（知的障がい）
- 5 私が地元町内会の副会長をやらしてもらっている時に発病（内部障がい）し、町内会の皆様の知るところとなりました。それ以後、町内会の役職は町内会長をはじめ、主なものはやっていません。私のことを気遣ってもらっていると思うべきでしょうが、この田舎では殆どの役は順番で回って来ます。それを思うと自分は地域では半人前にしか見てもらえない気がして残念な思いをしています。（内部障がい）
- 6 悪気は無いと思いますが、街頭等でジロジロ見られるのはいい気持ちはしません。（肢体不自由）
- 7 言語障がいがあるというだけで知的障がいがあるのではないかと考えられる言動や行動が見られる点。やさしくしているつもりであるが、バカにされているのではないかと感じてしまいます。（音声・言語・そしゃく）

【学校・教育】 40件

- 1 遠足や校外活動の際はいつも親の付添いを求められる。遅れるので別コースや異なったスケジュールの行動を指示される。（肢体不自由）
- 2 幼稚園に通う障がい児に普通学級からの就学の案内が来ない（幼稚園年長）。（肢体不自由、知的障がい）
- 3 生まれ育った地域で子育てを！と願っていましたが、保育園入園時、地域の保育園ではなく、車で10分ほどの他地域の保育園入園となり行政ともめた。（知的障がい）
- 4 保育園に入園できなかった。20年前だが今も現在も重度の子は入れてもらえない。どの子にも人ととの関わりを体験し、その中で育ちあう権利があると思う。（肢体不自由）
- 5 P T A 教育関係の講演会や卒業式・入学式等、聞こえない親は保護者用の席に一緒に座りますが、通訳者用の席を用意していない。学校側が配慮するのではなく、自分達で用意するのは不適切だと感じた。（聴覚・平衡機能）

6 明らかな差別意識によって排除されたり侮辱されているというよりは、障がい者に対する理解やなじみがないために、未知のものへの不安から関わらないようにしようと距離をとられるそういう状況に置かれていると感じています。

例えば、息子が特支学級に通級していた小学校時代、これは特支学級の親たちの共通の悩みでしたが通常学級の親たちと打ち解けるのが難しく P T A 委員会活動等で疎外感、孤立感を味わうのが常でした。みんな特支の親たちは特支の教室に来るとホッとするわと笑いあつたものでした。通常の親たちに悪意は全くなかったと思います。多分、彼らにとっては私たちにどんな話題で話せば良いか、へタに話して失礼なことを言ってはいけないという気遣いが、結果、何も話さないのが無難・悩まなくて良いとなつたのでしょう。

授業参観の日、特支の教室の前は、中を覗かないようにして通り過ぎるという心遣いをされる親もおられたとか。

特支学級のある小学校は交流活動もあるので子どもたち同士は屈託ないものでしたが、そういう子どもたちも中学・高校と成長するとやはり前述のような大人になっていくようですね。（発達障がい）

7 通っていた小学校で同じ敷地内で学童保育を健常の生徒は受けていたが、うちの子を含め、障がいを持っている子は受けられなかつた。もし、受入れられても奇声・自傷行為があり適切な接し方はしてもらえない。（知的障がい、発達障がい）

8 消えてしまう言葉よりも、文字にして見せてもらった方が伝わりやすい子ですが、言葉の指示が多く、働きず、何度も同じことを言われパニックになることがありました。どうしたら、わかってくれるか伝え方を色々と試行錯誤を重ねてほしいです。（発達障がい）

9 差別と言うより障がいを持つ親の気持ちを全く理解してくれない校長が見えました。

小学校は普通学校を希望していましたので特支の小学校の一日入学の辞退を申し出ましたら一日入学は義務のような言い方をされ、かなり傷ついたと思い出があります。そんなこともわからないのか？みたいな言い方で、本当にその場では何も言ひ返せず泣くしかない状況でした。（発達障がい）

【職場】 39件

1 上司から暴言に近い言葉を言われ続けた。

「障がい者のくせに」「障がい者が偉そうに」「車通勤しているのに本当に障がい者なのか」等々、隣席の人と聞こえよがしに話していたのが常であった。

授産所（障がい者）のパンを昼時に購入時などは「さすが障がい者同士、仲が良いね」、少年野球の審判をしていたことについても「障がい者に審判ができるわけがない、高校球児が可哀想」とも言われたりして、心身共にストレスを感じ退職せざるを得なかつた。（精神障がい）

2 中学を卒業し在宅の時、企業の採用時の研修で「仕事が遅い」と言われ1週間の予定の研修を4日くらいで終了された。（視覚）

3 以前、一般就労をしていた時に仕事のことで分からないことがあり、上司に尋ねたが「自分で考えろ」と言わされた。（知的障がい）

4 私の働いている会社は製品を造る所です。最近は法律が変わり、障がいを持っている人も入ってくるようになりました。でも、肢体不自由や内部障がいを持っている人が多く、

聴覚障がいの人はなかなか入ってこないような気がする。障がいの内容によっては希望しても内定がもらえないのかな?と思います。(聴覚・平衡機能)

- 5 会議で情報保障がない。会議のみ通訳設置するよう必要としたが通用しなかった(守秘義務のため)。会社にも通訳派遣制度について知つてもらいたい。(聴覚・平衡機能)
- 6 職員を通じ身障者雇用の面談時歩行することを要請され歩行しましたが何かとても不愉快というか悲しい差別的な思いを感じた。(肢体不自由)
- 7 一般企業での障がい者の就労に関して、身体障がいの方の理解は増えてきましたが、「精神障がい」の理解が不十分で、「精神障がい」という診断、手帳だけで、端から面接もしてくれないことがあります。(精神障がい)

【建物や交通機関】 35件

- 1 公共交通機関(バス)の行き先案内が不明瞭で、バスに乗車しにくい。
決まったところから決まった路線に毎日のように乗る場合は、かなりの運転手が注意してくれているが、いつもと違う場所から、いつもと違う路線に乗りたくても案内のアナウンスが明瞭でないためかなり神経を使う。(視覚)
- 2 30分ほど停車時間があったので列車から降りて駅構内に買物に行こうとしたところ、若い駅員に動かないように言われた。
規則にあるというので確認のため駅長事務室に行き駅長に問いただすとそういう規則はないと言われた。(肢体不自由)
- 3 タクシー乗車時、車椅子を積んでもらうように言うと、「腰が悪い」「車椅子に触ったことがない」と暗に乗車を拒否される。(肢体不自由)
- 4 公共交通機関の車内放送による遅延情報、事故連絡など聞こえず、目的地まで行けなかつことがある。(聴覚・平衡機能)
- 5 無人駅で切符を購入する際、不便を感じる。
割引制度を利用したくても、音声のみの発券機であり聞こえない。そのため利用できない。テレビつき遠隔操作などができる手話ができる人と会話しながら購入できるのでは。(聴覚・平衡機能)
- 6 「差別」という意味ではないかもしれません・・・エスカレーターに乗る時に普通に乗る側と急ぐ時に乗る側が暗黙の内に決まっており、しかも、東日本と、西日本で左右が違っているとも言われています。
手すりにつかまる側が身体の都合で一方である為、常に同じ側に立ちますが、恐縮しながら乗ることが多くあります。(肢体不自由)
- 7 公衆トイレで和式のみの所が有ったりして、がまんして帰宅する事があります。(肢体不自由)
- 8 電車内で身体不自由な方の座席シートですわっていると下肢障がいの為見た目には身体障がい者ではないのかと高齢の方が見られることが多い。差別ではないが不快である。(肢体不自由)
- 9 道を教えて下さるならば、そこを・・・あそこ・・・ではなくて、右とか左とかで云つてもらいたい。白杖を見て、それ足が悪いのも云われたこともある。書いてある字・・・

読めないのかねとも云われました。(視覚)

- 10 私は心臓病ですが、外見は健康体に見えるのか座席がゆずってもらえずつらい思いをすることが度々あります。(内部障がい)
- 11 スロープやエレベーターなどが初めから設置されていたり、後からつけたりしてあり、スムーズに使える所が多くあるが、人口の少ない地域では段差のある建物が多く不便です。改築しても予算がないなどの理由で取り付けをやめてしまうこともあります。(不明)
- 12 全般的に施設に手すりが無いと昇降が困難(公園、グランド等公共性のある屋外の場は不便を感じることが多い)。(視覚)

【役所】 27件

- 1 入院中の患者さんが市営住宅への入居に際し、市の担当から病院へ診断書の提出を求められたり、家族に対し誓約書を交わすなど通常の入居の流れでは行わない手続きをとられた。精神障がい者に対する偏見が根底にあり、ひとつの差別だと感じた。(精神障がい)
- 2 市役所で手続きをする帰り際、差別用語を役所職員が話しているのが聞こえた。(精神障がい)
- 3 聴覚障がいがあることを伝えると担当者が不在という理由で待たされた。健聴者の来客はどの職員でも即時対応できているが聴覚障がい者だと対応する職員が限定される。(聴覚・平衡機能)
- 4 娘が幼稚園に通っていた頃のことですが、発表会、行事には休んでほしいようなことを言わされました。上の子がいたので休むわけにもいかず・・・ステージに出していただくことはありませんでした。毎日、先生方に「手がかかる、大変だ」と言われ、私もついていましたことがありました。耐え切れなくなり3カ月で幼稚園を辞めました。その時、市役所にも行き、訴えましたが理解していただけませんでした。(知的障がい)
- 5 今もはつきり覚えています。公立ホールでの出来事ですが、友達にマンドリンのコンサートチケットを2枚もらったので、音楽が好きな視覚障がい者のAさんを誘っていきました。Aさんは盲導犬を使っておられ、その盲導犬と共に出かけたのです。事前に電話で盲導犬と共にに行くことを知らせた所、「犬を連れての入場は困ります。上司に聞いてきます」と言われ、電話での対応をたらい回しにされたあげく「お返事を1日待って下さい」と言われたのです。たらい回しにされた時も何度も説明しているのに、長い時間待たされてあきれてしまいました。翌日、電話があり犬を外につないでならOKですと。盲導犬の理解が全くなく悲しい思いでした。当日、盲導犬を連れて館内に入ると「ここで案内があるまで待って下さい」と言われ、一番最後に指定された椅子にすわりましたが、ご本人(視覚障がい者)もこんなことは初めてだと、コンサートもすばらしかったのですが、なんとなくいやな思いで帰りました。ガイドしている私も同じ思いです。公的な施設にもかかわらず理解されていないことが悲しく、むなしい思いで残念です。(視覚)
- 6 私は心臓ペースメーカーを入れています。障害は1級です。今日にいたりましては手がふるえて字が書けません。といつても年に一度の障害保険証のかきかえがあります時申請書を書かねばなりませんので私が自宅にて、書きますので申請を下さいといいましたら役場のカウンターで書いて下さいとのことです。なぜ持ち出しがだめですか、字が書けない障

がい者の身になって下さい。（内部障がい、精神障がい）

- 8 市役所へ手帳が古くなり、作成をお願いに持参した時、事務所の男性が手帳を見、あんたがこれを持っているのがおかしい、ここの中を歩いて見よと云われ、二度往復しましたが、おかしいを連発、女性の方が来て下さい、手続きを無事すませましたが、忘れることができません。（肢体不自由）
- 9 時々、役場に行くのですが障がい者用のスロープが「レンガの様な物」を敷きつめて作ってあるので「杖」を使って入庁するのですが杖もつきづらく歩きにくいです。すべり止の為かとも思うのですがもう少し工夫して頂きたいです。すべり止効果のあるタイルの様な物と張り替えて頂いてついでに手すりを設置して頂きたいと思います。安全に安心して入庁できるようにと希望します。（肢体不自由）

【医療】 31件

- 1 てんかんで他施設に検査入院をしたが、検査中に暴れたためすぐに退院、十分な検査をしてもらえず、精神科へ再入院となった。また、その人は中学生にも関わらず小児科に入院させてもらうことも出来なかった。（知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病）
- 2 入院患者も高齢化している中、転倒により痛みを訴え総合病院へ受診依頼すると精神科だからと受診を拒否される病院が多いです。
あきらかに骨折している、治療が必要であると判断しても拒否されることにより受診できず車椅子での生活を送ることになります。同じ人間ですので差別せず、平等な医療が受けられるよう体制を整えて頂きたい。（精神障がい）
- 3 県外のことです。大病院・・名前を呼び出すときは聴者と同じ「〇〇さん」と何回も繰り返して呼び出す。カルテに聴覚障がいありと記入しているにも関わらず…医者が気がついてわざわざ私の所まで来てくれた。看護師は聴覚障がいについて理解がないのかと思いました（毎回同じ行動をとられる）。（聴覚・平衡機能）
- 4 15才（当時）中学生（特殊学級）の時、学校内ですわっていた椅子が倒れて「足が痛い！！」と大きさになった折、地元の個人整形外科を受診したもの、パニック状態であった為、医師より「X線も撮れない！！」と受診を拒否された。（母親が付き添っていたのでX線室に付き添いX線撮影をすることが出来た。）
パニックにも対応できる医療機関であってほしい。（知的障がい、発達障がい）

【福祉サービス】 20件

- 1 養護老人ホームへ精神疾患患者という理由で断られる。門前払いをされた。（精神障がい）

【買い物や食事】 29件

- 1 障がい者用の駐車場について

最近、健常者の人が堂々と障がい者用の所に車を停めることが多くなっているように見受けられます。特に雨降りに多く見られます。

今は車に付ける障がい者マークが簡単に手に入れますので、これを警察、身障協会、県、

市町村それぞれで身障手帳を提示したうえで有料でも良いので受取るようにしてはどうでしょうか？

また、免許証の書替え時にパンフレット等を渡し啓蒙活動をしっかりとしていくようにしてほしい。（肢体不自由）

- 2 ドライブスルーが利用できない。マイクを通して言わなければならぬいため。（音声・言語・そしゃく）
- 3 差別と感じたことはないが、レジで支払いをする時時間がかかるので、周りに気を遣うことなく支払いができるようになると良い。（知的障がい）
- 4 注文書の記入が自分では出来ないので、お店の人に代筆をお願いしたら、腕のない方の代筆はできますが、目のみえない方の代筆はできませんと言われました。後日家族の人と来て下さいと言われたのですが、家族がいない人だったらどうなるのでしょうか？ 結局、色々調べてもらい、その時同行していたヘルパーさんの代筆でもOKということになりましたが。（視覚）
- 5 内部障がい者は外から見てわからず、障がい者用駐車場にとめたら注意された。障がい者マーク付けていたのにと？ これは差別ではないですか。（内部障がい）
- 6 車椅子の障がい者との食事でのことで店内へ入る時の狭いのと店員の対応が少し迷惑そうな顔をしているようでそして車椅子を外に置いて降りて床をはって店内に。その状態をお客様が見ている。もっと店員の親切さが足りないと思った。（肢体不自由）
- 7 正規の身障者マーク以外の物が安くコンビニ、スーパー、百均で売られていて悪用する者がいかにも多すぎる。役場ないし、正規購入ルート 1本にできないものか。また、警察とタイアップして検問して違法摘発できないものか。（不明）
- 8 人工呼吸器をついている仲間が映画館に行ったら呼吸器の音が迷惑と言われ、中に入れなかつた。（肢体不自由）

【情報・コミュニケーション】 12件

- 1 病院で職員にマイクで番号を呼ばれるが、前の人の服装とかで確認し順番を待っている。しかし、その通りではなくたびたび職員に確認しなければならず引け目を感じて、いつも後回しになってしまふ。（聴覚・平衡機能、音声・言語・そしゃく）

【その他・無回答】 92件

- 1 おむつをしているのでプールには入っていけないと言われた（どこか入れる場所はないかネット等で探し問合せたが全て断られた）。（肢体不自由）
- 2 観光旅行のツアー等に行きたいのですが、なかなか車椅子での参加はできません。是非、実現できるよう観光会社さんにも検討をお願いします。（不明）

(2) 配慮や工夫の提案

【近隣、地域】

- 1 地域の防災訓練などで障がい者への配慮がされていない。実際には避難所での生活はできないと思われる。物資だけでも届けてもらえるとありがたいが、全く訓練されていないと要支援台帳が機能するのか心配。(肢体不自由)

【学校・教育】

- 1 障壁は、1番に、人に対してなので、障がいの子たちが、この先どのようにしていくかを先生たちが知っていない事、小学部中学部高等部と一体になり将来まで考えてくださることで今なにを教育するべきかわかつてくると思います。まず先生たちが知ってみえないです。(知的障がい)

- 2 障がい児を自分に持つて初めて養護学校の存在を知った私です。自分自身子どもの頃の学校には一部障がい児も一緒にいました。知らないのは身近にそうした多様な形態があることを知らされていないためではないでしょうか?

現在、障がい児・者との交流活動も行なわれています。できる限りそうした時間を多く作っていただきハンディーを持って生きている人々がいるということを幼少期より知る機会を増やしていただきたい。(知的障がい)

- 3 小さな子供の頃から障がい者と一緒に過ごし、肌で「同じ人間」と感じることが大切だと思う。

大人の差別的な考えが子供に影響を与えていていると思う。障がいの内容も理解してもらえるように教育の中で指導する機会があれば良いと思う。自閉症を親のしつけの問題だと思っている人がまだいます。(知的障がい)

- 4 学校教育の中で障がい者に対する差別をなくすよう、子どもに指導してほしい。また、学校での親の集まりがあるときに、子どもが障がい者への差別をしないよう親に対して指導してほしい。(肢体不自由)

【職場】

- 1 障がい者を受入れる企業のせめて担当者の方に障がい(病気も含め)の概要だけでも理解してもらいたい。友人もなく、相談相手も中々なく孤立しがちなのでそんな人の配置がなされていると良い。(精神障がい)

【建物や交通機関】

- 1 建物に入るアプローチに石畳み部分があるが、デザイン的には良いでしょうが、車椅子、バギー車、下肢障がい者等では、わずかな段差が障がいとなって車椅子、バギー車では前輪が、歩行ではつまずく・ひつかりが危険です。前のめりになり、落ちそうになったり、転ぶこともあります。

例えば、遊歩道「曲線あるいは直線的」で安全・安心して介助や歩行ができる配慮や工夫が出来ないでしょうか。(不明)

- 2 男性トイレにオムツを替える台や子ども用の便器の設置。(不明)

- 3 駅や店舗でトイレを使用する場合、水を流す方法があまりにもたくさんあって（レバー、ボタン、手かざし、自動など）非常にわかりにくいと思います。
統一したマークを種類ごとに決めてわかりやすい位置に貼るように義務化して欲しい。誰もが安心して使えるトイレを目指してほしい。（不明）
- 4 トイレ案内等の看板が天井にぶら下がっていますが、杖や車椅子の人の視線には合わない気がします。床などにも提示してあると良いのではないでしょうか。（不明）
- 5 公共の施設内及び階段に手すりの設置がまだ行き届いていない。公共交通機関の駅舎の中の広い階段では左右両端だけでなく、中央にも設ける。（肢体不自由）
- 6 階段には手すりがついているのが一般的ですが、問題はそれが右か、左かのどちらか一方が多いようです。これだと、脳梗塞で右手か左手のどちらかが全く使えない障がいがある人は大変困っていると聞きました。ぜひ、左右両方に付けて貰いたいとの要望を聞いています。役所とか病院など公共施設を中心にして、至急、設備をお願いします。
障がい者が働く仕事場を提供している企業や、食事処や喫茶店などのトイレですが、車椅子を利用している障がい者が使えるトイレを設備できるような条例や補助金交付などの方法はないでしょうか。（肢体不自由）

【役所】

- 1 聴覚障がい者が多用する施設に磁器誘導ループ、OHC、プロジェクターの設置。公共機関に「耳マーク」を設置してほしい。
このマークが設置されると気軽に筆記を頼める。（不明）
- 2 広報がわかりにくい。知的障がいがあっても市からの情報は知りたい。わかりやすい言葉や、ルビをつけるなどの工夫をしてほしい。以前、市役所に訴えたが、知りたい情報は家族から聞いて下さいと言われた。障がいがあっても独立した人として扱ってもらえてないと感じる対応で残念でした。広報が知的障がい者にも配慮した発信の工夫をしてもらえば自分で判断して行動することができます。（知的障がい）
- 3 市・県の支援を受けることの情報がこちらから聞かないと教えてくれないため個人的にこんな支援も受けられると役所の方から教えてほしい。今は、こちらが聞かなければ全く教えてくれません。いろいろな制度があってもだいなしです。（音声・言語・そしゃく、知的障がい）

【買い物や食事】

- 1 旅行会社のツアー募集に際し、精神障がい者（しっかり薬が飲めており、日常生活になんら支障がない）への差別をすべきではないことを、旅行会社の企画担当者に指導してほしい。（精神障がい）
- 2 障がい者駐車スペースの看板に内部障がいも停めて良いと言うような一言が記載されていると気軽に停められると思う。（内部障がい）

【情報・コミュニケーション】

- 1 学校でもお店でも連絡手段にFAXを考えてほしい。
今は携帯なども使われる所以、その場合メールアドレスを表示してもらえると予約などしやすい。(聴覚・平衡機能)
- 2 難聴者(手帳不保持者も含む)の社会参加を保障するために筆談で応じられる社会形成が必要。
遠慮なく筆談で会話が出来るよう啓蒙活動をお願いします。学校の福祉の時間に取り入れてもらえば、書いて伝える認識が広がると思う。(不明)
- 3 相手に伝わりやすい方法での説明。相手により、ジェスチャーや、物を見せて説明することで明確に伝わる事もある。知的にハンディーがある方の中には、想像する事が苦手な方もいます。(知的障がい、精神障がい)

【その他】

- 1 万が一差別事例が報告された場合の相談できる体制をとっておかねばならないと考えます。行政にも相談をしてしっかりと対策を講じてまいりたいと思います。(不明)
- 2 視覚的に障がい者と分からぬ方に専用のプレートを身につけてもらってはどうかと思う。
例:聴覚に障がいがある人は見た目には区別がつかないため何の障がいであるかはパッと見て分からなくても、何らかの障がいがあるんだなと思わせられるプレート(名札)があると良いと思う。(不明)
- 3 精神に障がいを抱えている方は、他者とのコミュニケーションをとることが苦手な方も多いため、困った時にどこの誰に聞いて良いかわからず抱え込んでしまうことも度々見受けられます。具体的な項目についてどこが窓口であるか、表記してあるわかりやすい表があると良いと思います。(不明)
- 4 本当に配慮や工夫が必要なら自分自身、助けを求めるカードを身体に付けたらどうか。例えば、目の見えない人・耳の聞こえない人。体の不自由な人等カードを色分けし、ヘルプカード(身分証明兼不自由な所)を造り、全国で色は統一する。
世の中には色々な障がいを持っていらっしゃる方がみえると思います。(肢体不自由)
- 5 話をじっくり聞いてくれる傾聴ボランティア的な人がいると良い。あわてたり同じことをくり返して話すため聞いている人がイヤになってしまったため。(知的障がい)